

## 令和5年度第1回 さいたま市都市局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和5年6月26日（月）午前9時30分から午前11時まで
- 2 会 場 本庁舎2階特別会議室
- 3 出席者 （委員）涌井 雅之委員長、大沢 昌玄委員、大島 武巳委員、  
黒田 典子委員、町田 誠委員、篠崎 靖夫委員、  
本多 建雄委員、麻生 和彦委員  
（所管課）北部公園整備課、南部公園整備課、都市公園課  
自転車まちづくり推進課  
（事務局）都市総務課
- 4 欠席者 関根 ゆり委員
- 5 諮問内容と答申結果

選考方法（案）について諮問を受け、次のとおり答申した。（6 議事要旨を参照）

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
北部・南部公園整備課が 所管する公の施設 (15グループ)	1,007	公園・サッカー場 地域プール	公募	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
市営自転車駐車場 (Aグループ)	7	自転車等駐車場	公募	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
市営自転車駐車場 (Bグループ)	8	自転車等駐車場	公募	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
市営自転車駐車場 (Cグループ)	6	自転車等駐車場	公募	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
市営自転車駐車場 (Dグループ)	6	自転車等駐車場	公募	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
市営武蔵浦和駅東駐車場	1	自動車等駐車場	公募	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日

## 6 議事要旨

- 議題1 令和5年度末に指定期間が満了となる公園施設等の新たな指定管理者候補の選定  
について（選考方法案）

<説明>

所管課から、選考方法案の内容について説明。

### ■募集区分

- ・15グループ

### ■設置条例名

さいたま市都市公園条例、さいたま市地域プール条例、さいたま市高齢者いこいの公園条例、さいたま市大宮公園サッカー場条例

### ■設置目的

住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションの場として、また、都市の自然環境の保全、改善、都市景観の向上を図るとともに、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置された公園等である。

■業務内容

維持管理業務、運営管理業務

■指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

■募集方法

公募

■申請資格要件

- ・業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財務能力を有する団体等
- ・業務を遂行するために必要不可欠な資格を有している団体等
- ・市内に事務所を置く又は指定期間開始前までに市内に置く予定である団体等
- ・同一業務での業務実績がある団体等
- ・個人情報保護及び情報公開について市の施策に準じた措置が講じられること
- ・本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であること

■選定基準

施設の性質や実態を踏まえ、審査項目と審査項目における配点の考え方を説明。

■利用料金制

あり

■指定管理料（上限額）

- 92,690千円／年（グループ1）
- 240,080千円／年（グループ2）
- 124,879千円／年（グループ3）
- 104,065千円／年（グループ4）
- 81,850千円／年（グループ5）
- 81,559千円／年（グループ6）
- 399,824千円／年（グループ7）
- 296,832千円／年（グループ8）
- 423,752千円／年（グループ9）
- 123,279千円／年（グループ10）
- 84,057千円／年（グループ11）

- 4 2, 9 4 8 千円／年 (グループ 1 2)
- 5 3 3, 2 4 6 千円／年 (グループ 1 3)
- 6 0, 0 4 1 千円／年 (グループ 1 4)
- 8 6, 4 1 4 千円／年 (グループ 1 5)

■スケジュール

公募期間：令和 5 年 7 月中旬頃から 1 か月間

審査選定委員会（候補者の選定）：令和 5 年 9 月下旬頃

<質疑等>

Q 指定管理費について、令和 6 年以降の見込みの部分、昨年の部分には保険費代という計上があるが、令和 6 年以降に関しては、どの施設の管理に対しても保険費代というのが入ってない。

A 基本は市の保険で対応するため、指定管理料の保険費代としては計上していない。

Q 危険予知についての責は市と指定管理の事業者のどちらに帰すのか。

A 草刈り等の管理作業に伴う危険予知等については作業を実際に監督する指定管理者の責務になる。

Q 公園遊具等の管理瑕疵についてはどのようなになるのか。

A 基本は市の保険で対応する。

<結果>

諮問のあったとおりの方法で選考することが適切である。

●議題 2 令和 5 年度末に指定期間が満了となる市営駐車場の新たな指定管理者候補の選定について（選考方法案）

<説明>

所管課（自転車まちづくり推進課）より、選考方法案の内容について説明。

■募集区分

- ・ 7 施設一括（市営自転車駐車場等 A グループ）
- ・ 8 施設一括（市営自転車駐車場等 B グループ）
- ・ 6 施設一括（市営自転車駐車場等 C グループ）
- ・ 6 施設一括（市営自転車駐車場等 D グループ）
- ・ 単独（市営武蔵浦和駅東駐車場）

■設置条例名

さいたま市営自転車等駐車場条例、さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場条例

■設置目的

自転車等及び自動車を利用する市民の利便性を図るため

■業務内容

施設利用に関する業務、施設・設備の管理に関する業務、施設の利用促進に関する業務、その他業務

■指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

■募集方法

公募

■申請資格要件

○自転車等駐車場

- ・団体の所在地（支店等でも可）がさいたま市内にあるか、又は、団体の所在地が市外であっても市内において自転車等駐車場の有人管理運営業務を行っているもの。  
（令和5年7月1日現在）
- ・収容台数300台以上の自転車等駐車場の有人管理業務を継続して3年以上、現在もやっていること。（令和5年7月1日現在）

○市営武蔵浦和駅東駐車場

- ・団体の所在地（支店等でも可）がさいたま市内にあるか、又は、団体の所在地が市外であっても市内において自動車駐車場の有人管理運営業務を行っているもの。  
（令和5年7月1日現在）
- ・収容台数90台以上の自動車駐車場の有人管理業務を継続して3年以上、現在もやっていること。（令和5年7月1日現在）

■選定基準

施設の性質や実態を踏まえ、審査項目と審査項目における配点の考え方を説明。

■利用料金制

あり

■指定管理料（上限額）

- ・0円／年（自転車等駐車場）
- ・14,632千円／年（市営武蔵浦和駅東駐車場）

■スケジュール

公募期間：令和5年7月中旬頃から1か月間

審査選定委員会（候補者の選定）：令和5年9月下旬頃

<質疑等>

- Q 武蔵浦和駅東駐車場の最終収支がマイナスになっていることについての評価及び今後についての考えは。
- A 当該駐車場について、コロナ禍以前は黒字推移していたが、コロナ禍により利用者が減り、その後も回復していない現状である。次期指定管理期間については指定管理料を充てることで赤字部分を補填するが、今後は指定管理者の提案を踏まえ新たな料金体系の設定等も検討する。
- Q 駐輪場の一時利用が増えてきていると思うが、一時利用の利便性の向上といったところでキャッシュレス決済の導入について具体的にどのように考えているか。
- A キャッシュレス決済を導入している駐輪場はあるが、現指定管理期間も随時キャッシュレス決済の導入に取り組んでいるところである。指定管理者の提案で利用可能な電子マネーの種類が拡充のなどがあれば、今回の選定委員会にてご評価いただきたい。
- Q まちづくりの観点から、欧州のように駅周辺においてネットワーク駐輪やパーソナルモビリティの活用を誘導するといったような施策に、駐輪場なりに貢献させるという考え方はいかがか。
- A 自転車のシェアリングサービスのポートの設置について、公共施設やコンビニ事業者等に協調いただいている。指定管理駐輪場としても場内にポートを設けるといった点で協力している。

<結果>

諮問のあったとおりの方法で選考することが適切である。